

2020年3月17日  
全国港湾19発第71号  
港運同盟発20-第8号

経済産業省 商務・サービスグループ  
商務・サービス審議官 藤木 俊光 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 日吉正 博



### 港湾労働政策に関する申し入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から下記の諸問題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

#### 記

#### 1. FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）について

物流の結節点である港湾運送事業分野にサービス貿易の自由化による影響（港湾運送料金の低廉化、雇用や就労の破壊等）を波及させないよう国土交通省と連携をはかりながら状況等を把握し、荷主団体等に指導すること。

#### 2. 港湾物流の円滑化に向けた「貿易手続円滑化実証事業」について

官民連携によるブロックチェーン（取引履歴のデータ化）を利用した「貿易手続きデータ連携システム」の開発と実証事業については、各港湾運送事業者や現場の実践課題等を充分聞き入れながら事業の促進を図るとともに、今日までの具体的な進捗状況を報告すること。

#### 3. 港湾運送事業の認可料金制度の確立について

労使の港湾施策として「適正港湾運送料金の確保（仮称）」に向けて行政通達の発出に向けた取り組みすすめている中で、港湾運送料金を平成7年度ベースの認可料金に差し戻すべく国土交通省と連携をはかりながら荷主団体等に周知させること。

#### 4. 港湾の高度化事業について

港湾への「AIターミナル」導入は港湾運送事業者、とりわけ專業事業者の事業基盤の

弱体化と港湾労働者の雇用不安という性格を持っている。今後、「AI を活用したターミナルオペレーター最適化実証事業」「熟練技能者の荷役ノウハウ継承・最大化実証事業」「外来トレーラーの自動化実証事業」の導入については、国土交通省と連携をはかりながら状況等を把握し、一方的な導入ではなく関係者の意見を充分聞きながら丁寧に対応するよう進言すること。

## 5. 港湾の通過貨物対策について

インランドデポやコンテナラウンドユース事業の拡大などの影響による通過貨物の拡大で港湾運送事業者の業域や港湾労働者の職域が狭まっている。事業の推進にあたっては「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、関係団体と十分な協議を図ること。

## 6. 安全・安心の諸施策について

### (1) フレキシブルバッグ等による液体輸送について

フレキシブルバッグ等を国内海上輸送等で使用させない措置として、液体輸送専用タンクコンテナへの推奨をすすめ、関係省庁と連携のうえ法的整備をおこなうこと。

### (2) 危険物輸送時の緊急対処について

国際海上コンテナの危険物輸送時における安全データシート(SDS)は、緊急対処時に重要な情報となることから、国際海上コンテナの国内輸送においては、安全データシートの日本語での交付を義務付けること。

### (3) 新型コロナウイルスによる感染拡大について

港湾荷役（本船、沿岸、倉庫荷役等）に携わるすべての港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

## 7. 輸出中古自動車及び建機の安全対策について

日本から出荷する輸出中古自動車及び建機については、船積前に放射線量測定をすることが港運労使間で確認されている。ついては、当該車輛の万全な安全対策と港湾労働者の安全確保に努めること。

## 8. 東京五輪対策について

五輪期間中、港湾物流の混乱を避けるための措置が港湾運送事業と港湾労働へのしわ寄せとなって措置されることがあってはならない。ついては、関係省庁および東京都、五輪組織委員会などの関係者に物流対策を講じるよう働きかけること。

## 9. カジノを含む総合型リゾートの誘致について

現在、総合型リゾート（IR）誘致に向け、複数の自治体が誘致を表明。とりわけ、横浜市、大阪市においては、一方的に港湾エリアへの誘致を宣言している。ついては、これまでの港湾エリアへの開発を無駄にすることのなく港湾へのIR誘致はしないよう関係機関に働き掛けること。

以上